

別 記



## 別記 1

## 用地測量業務成果物一覧表

業務区分	成果品の名称	規 格 等	備 考
地図の転写	公図等転写図	ポリエステルシート #300 0.9m×20m	幅杭が打ってある場合においては、赤色をもって買収線を記載する。
	公図等転写連続図	ポリエステルシート #300 0.9m×20m	位置関係を整合させた連続地図
土地の登記記録調査	土地の登記記録 調査表	様式第6号の1 様式第6号の2	土地の登記事項を転写すること
建物の登記記録調査	建物の登記記録 調査表	様式第7号の1 様式第7号の2	建物の登記事項を転写すること
	立木登記記録		登記簿謄本又は抄本を添付する。
権利者確認調査	権利者調査表	様式第8号の1 様式第8号の2	権利者が法人の場合は、法人登記簿又は商業登記簿の謄本又は抄本を添付する。 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。
土地の測量	用地実測図原図	ポリエステルシート #500 0.9m×20m	本規格によりがたい場合は、特記仕様書で指示する。
	用地平面図	ポリエステルシート #300 0.9m×20m	距離に関する数字を除いて作成する。
	基準点成果表		
	基準点網図	A全版	
	観測手簿	A4	すみいれ不要
	計算書		
	基準点精度管理表	A4	
	点の記		点の数は特記仕様書で指示する。
	立会人名簿		
	立会依頼通知書		

	土地境界立会確認書	様式第10号の1	
		様式第10号の2	用地境界杭の設置の場合
	境界点成果書	A 4	境界点（座標）には、適宜符号を付し略図を記載するものとする。
	基準点一覧表 （使用部分）		
	境界測量観測手簿		
	境界点間測量精度管理表		
	用地境界仮杭設置箇所表示図		
	面積計算書		
	土地所在図		不動産登記規則別記第1号様式による
	地積測量図		不動産登記規則別記第1号様式による
	不動産調査報告書	様式第13号	
	復元箇所位置図		写真含む。
	復元箇所座標または観測手簿		
	用地境界埋設位置図		写真含む。
	用地境界埋設位置座標		幅杭一覧表

## 別記2

### 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、用地調査等共通仕様書第44条及び第46条に規定する土壤汚染に関する土地利用履歴等に関する調査要領である。

#### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

##### 一 有害物質

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第3項に規定する特定有害物質その他の法令（条例を含む。以下同じ。）において規定する有害物質をいう。

##### 二 土壤汚染のある土地

有害物質が法令で定める基準に適合しない土地をいう。

##### 三 土壤汚染のおそれがある土地

土壤が汚染される可能性が高い用途として利用された又は利用された可能性のある土地、有害物質を含有する残土等により造成された可能性のある土地、有害物質を投棄し又は埋め立てた可能性のある土地等をいう。

##### 四 土壤が汚染される可能性が高い用途

有害物質を使用、保管又は排出する施設等であって、法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設その他の法令において規定する有害物質の使用等に係る施設等（以下「特定施設等」という。）をいい、例示すると、次のとおりである。

##### イ 産業廃棄物最終処分場

##### ロ 有害物質を取扱う研究施設

##### ハ ガソリンスタンド

##### 五 土壤汚染状況調査（任意調査）

起業者の負担により任意で行われる土壤汚染状況の調査をいい、法に規定された指定調査機関に依頼の上、法で規定された方法により行うものをいう。

#### (土地利用履歴等調査の実施)

第3条 取得又は使用の対象となる土地（以下「対象地」という。）及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地（以下「対象地等」という。）について実施する土壤汚染に関する土地利用履歴等調査については、第4条に掲げる第一段階調査と第6条に掲げる第二段階調査に区分して行うものとする。

(第一段階調査)

第4条 第一段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。なお、第2号及び第3号に掲げる調査は、第1号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に行うものとする。

一 法令関係資料の調査

第2条第1項に掲げる法令に基づく各種届出書類、法第15条に基づき都道府県知事が調製する台帳等の閲覧により、次の事項を確認すること。

イ 法第3条の特定施設の該当の有無

ロ 法第4条又は法第5条に規定する都道府県知事による調査命令の発出及び調査実施の有無

ハ 法第6条に規定する要措置区域又は法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定の有無

ニ 法第7条に規定する汚染の除去等の措置の指示又は命令及び指示措置等の実施の有無

ホ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第7条に規定する措置命令の発出及び措置の実施の有無

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法第29条に規定するダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の有無

ト 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条に規定する農用地土壤汚染対策地域の指定の有無

チ 地方公共団体が定める条例において規定する土壤汚染に係る区域等の指定の有無  
リ その他必要と認められる事項

二 現況利用調査

土地の現況や土壤が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認すること。

三 都道府県又は土壤汚染対策法施行令第8条に定める市の環境担当部局又は地元自治体にする聞き取り等調査

次の情報について聞き取り調査を行うこと。なお、地元自治体から航空写真、地形図等を容易に入手できる場合には、土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、第6条第1項第2号の規定に関わらず、これを入手すること。

イ 現存する又は過去に設置されていた特定施設等に関する情報

ロ 地下水の利用状況及び汚染状況に関する情報

ハ 過去からの土地利用に関する情報

ニ その他土壤汚染に関する情報

(第一段階調査の結果)

第5条 第一段階調査の結果、次に掲げる場合に該当するときは、第二段階調査を行う必要はないものとする。

一 対象地等が土壤汚染のある土地であるとき。

- 二 前条第2号及び第3号の調査の結果、対象地等が土壤汚染のおそれがある土地のうち土壤汚染状況調査（任意調査）の必要性があると判定された土地であるとき。
- 三 過去の調査により土壤汚染が発見されなかった土地又は過去の調査により土壤汚染が発見されたが、汚染の除去等の措置が実施されている土地であり、現地に異状が認められないとき。
- 四 次の場合のように、対象地等が、過去に土壤が汚染される可能性が高い用途として利用されていなかったこと、有害物質を含有する残土等により造成されていないこと及び有害物質を投棄し又は埋め立てていないことが確認できるとき。
  - イ 山林や農地として継続的に使用され、土地の改変（圃場整備を除く。）が行われていない土地であり、現地に異状が認められないとき。
  - ロ 昭和40年代以降、継続して居住の用又は有害物質を使用しないことが明らかな事業場の用のみに供されていた宅地であり、現地に異状が認められないとき。

#### （第二段階調査）

第6条 第二段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

##### 一 登記履歴調査

登記履歴調査は、土地については所有者及び地目を、建物については所有者及び種類を、所有者が法人の場合には法人名及び業種等を調査すること。

##### 二 住宅地図等調査

住宅地図、航空写真等により、工場等の業種等、焼却炉の有無、廃棄物の埋設の有無等の土地の利用状況等を調査すること。

##### 三 地形図等調査

第1号及び前号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、旧版地形図、土地利用図等により、土地の傾斜の有無等や造成の有無等土地の形質変更の状況を調査すること。

##### 四 地元精通者等への聞き取り調査

第1号、第2号及び前号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、自治会役員、不動産仲介業者、開発業者、土地家屋調査士等の地元精通者に対して聞き取り調査を行うこと。また、土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、必要と認められる場合に、土地所有者等に対して聞き取り調査を行うこと。

2 前項第1号、第2号及び第3号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和40年代まで（対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで）さかのぼって行うものとする。

3 第1項第4号の聞き取り調査を行うに当たっては、有効な調査結果が得られるよう、調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意するものとし、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生、トラブル等を避けるよう注意するものとする。

(調査報告書)

第7条 土地利用履歴等調査の調査結果については、様式第1及び様式第2による土壤汚染に関する土地利用履歴等調査報告書に記載するものとし、対象調査区域を表示する図面（用地平面図等に土壤汚染状況等を色分けして表示する。）並びに第一段階調査及び第二段階調査で収集した資料を添付するものとする。また、必要に応じて様式第3、様式第4及び様式第5の各調査表に詳細事項を記載するものとする。

2 様式第1から様式第5までの調査書の記載は、可能な限り一筆ごとに記載するものとする。ただし、様式第1、様式第3及び様式第4については、一筆ごとの調査結果が同一である場合には、土地利用状況を同じくする一定の区域ごとに記載することができるものとする。





土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書 (2)

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
1) 登記履歴調査	<input type="checkbox"/> 土地登記 (s    年    地番    所有者    地目    ) (s    年    地番    所有者    地目    ) <input type="checkbox"/> 建物登記 (s    年    地番    所有者    種類    ) (s    年    地番    所有者    種類    ) <input type="checkbox"/> 法人登記 (s    年    法人名    業種    )
2) 住宅地図等調査	<input type="checkbox"/> 住宅地図 (s    年    利用状況等    ) (s    年    利用状況等    ) <input type="checkbox"/> 航空写真 (s    年    利用状況等    ) (s    年    利用状況等    )
3) 地形図等調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	調査図名 (    ) 調査結果 土地の傾斜の有無等 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (方向：    角度：    )) 造成の有無 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (    )) 造成の規模 (    ) 造成の工法 (    ) 施工の年代 (    ) その他 (    )
4) 地元精通者等への 聞き取り調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	聞き取り先 (    ) 聞き取り結果 <input type="checkbox"/> 特定施設等 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類等    )) <input type="checkbox"/> 地下水異常 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況等    )) <input type="checkbox"/> 汚染可能性のある利用状況 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類・時期    )) <input type="checkbox"/> その他 (    )

(※詳細は別紙5履歴等聞き取り調査表参照)

法令関係資料調査表

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
1) 台帳等	<input type="checkbox"/> 指定等有 <input type="checkbox"/> 指定等無 <input type="checkbox"/> 法3条：特定施設 ( ) <input type="checkbox"/> 法4条：調査命令 ( <input type="checkbox"/> 履行済 ( ) <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 法5条：調査命令 ( <input type="checkbox"/> 履行済 ( ) <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 法6条：要措置区域 ( ) <input type="checkbox"/> 法7条：指示措置等の指示又は命令 ( <input type="checkbox"/> 措置済 (措置内容： ) <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 法11条：形質変更時要届出区域 ( ) <input type="checkbox"/> 旧法7条：措置命令 ( <input type="checkbox"/> 措置済 (措置内容： ) <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 過去の調査 ( <input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無) 工場又は事業場の名称 ( ) 特定施設の種類 ( ) 汚染物質名等 ( )
2) 公的資料調査	資料名 ( ) <input type="checkbox"/> 過去の調査 ( <input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無) 工場又は事業場の名称 ( ) 特定施設の種類 ( ) 汚染物質名等 ( ) その他の事項 ( ) <input type="checkbox"/> その他法令 (法令名： ) 該当条項 ( ) 必要な措置等 ( ) 工場又は事業場の名称 ( ) 施設の種類 ( ) 汚染物質名等 ( ) その他の事項 ( )

現況利用調査表

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
1) 地形の状況	平坦性等 ( <input type="checkbox"/> 低平地 <input type="checkbox"/> 台地 <input type="checkbox"/> 丘陵地 <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> その他 ) 河川等との位置関係等 ( _____ )
2) 土地の現況	<input type="checkbox"/> 農地    ( <input type="checkbox"/> 田    ( <input type="checkbox"/> 圃場整備有 <input type="checkbox"/> 無    ) ) ( <input type="checkbox"/> 畑    ( _____ ) ) ( <input type="checkbox"/> 牧草地 ( _____ ) ) <input type="checkbox"/> 山林    ( _____ ) <input type="checkbox"/> 住宅地 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 事業場 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 店舗等 ( _____ ) <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
3) 汚染可能性のある 利用状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特定施設等 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物等 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 焼却施設    ( _____ ) <input type="checkbox"/> 臭気        ( _____ ) <input type="checkbox"/> その他      ( _____ )
4) その他	

履歴等聞き取り調査表

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
聴取者住所・氏名等	
地形の状況 (造成の有無等)	
建物等の状況	
井戸等の状況	
過去の土地利用状況	期間：  期間：  期間：

別記3

用地測量作業要領

(通則)

- 1 用地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、長野県公共測量作業規程（昭和62年3月30日付け61監第635号）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(トータルステーション測量)

- 2 トータルステーションを使用する測量は、公共測量作業規程第21条に規定する4級基準点測量と同等とし、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 補足多角測量

イ 補足多角測量は、国等が設定した基準点及び国等が行う工事等により設定した基準点等（以下「基準点」という。）を基準として、筆界点測量が実施できるよう用地測量のための基準点（以下「補助基準点」という。）を設置し、その位置を定める作業をいう。

ロ 補足多角測量は、原則として結合多角方式又は単路線方式によるものとし、必要に応じて閉合多角方式、三角方式によって行うことができるものとする。

ハ 補助基準点は、連番を付するものとし、できるだけ起業地外で道路、橋梁部、鉄塔敷等の耐久物点を選定し、基準点に準じた標識を設置するものとする。

補助基準点を設置することなく筆界点測量が可能な場合は、補足多角測量を省略することができる。

(2) 筆界点測量

イ 筆界点測量は、基準点及び補助基準点を基準として境界立会いにより確認された筆界点、各筆の変化点、地目により区分された点及び用地幅杭点等（以下「筆界点等」という。）の位置を定める作業をいう。

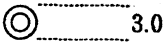
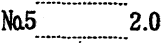

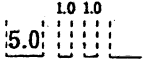
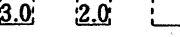
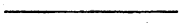
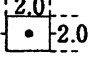
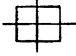



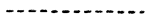

ロ 筆界点測量は、補足多角測量に準ずる方法及び放射法により測量するものとする。


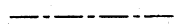
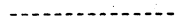

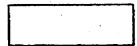
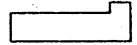
ハ 各筆界点等は、連番を付するものとする。

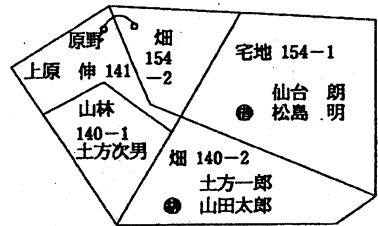
別記4

用地実測図及び用地平面図表示記号

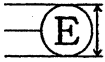

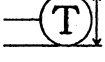
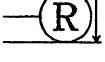
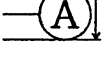
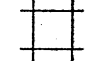

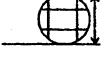
(数字に単位表示がないものはmmとする)

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
中心杭	 3.0	黒 0.2	<p>字名は4.5mm直立等線体で表示すること</p> <p>測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものでありかつ当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界線と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。</p>
中心杭番号	 2.0	黒 0.2	
用地杭及び起業地の境界	 2.0	赤 0.15	
大字の境界	 5.0 1.0 1.0	黒 0.35	
字の境界	 3.0 2.0	黒 0.35	
土地の境界		黒 0.15	
土地の境界標			
イ 石 杭	 2.0 2.0	黒 0.15	
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ 合成樹脂杭		黒 0.15	
ニ 不銹鋼杭		黒 0.15	
一筆内の異なる権利の境界	 0.8	黒 0.10	
一筆内の異なる地目の境界		黒 0.10	
一筆内の異なる占有者の境界		黒 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
地 番	アラビア数字 左 横 書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15	
同一所有者記号		黒 0.10	
所有者等の氏名 〔土地に関する権利(担保物件を除く)が設定されているときは権利の種類及び権利者の氏名〕	左 横 書 正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書きとする。	黒 0.15	
地 目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5以内	黒 0.15	
三斜線(底辺)		黒 0.10	
〃(垂線)		黒 0.10	
流水の方向		黒 0.10	
建物、工作物			
木 造		黒 0.15~ 0.35	無壁舎は破線で表示すること。
非 木 造		黒 0.35	表示は外側真形とする。





区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線幅及び線色																													
配電線路	 1.5	黒 0.15	柱の正位置を表示する。 外枠は支持物の敷地の実測 内枠は支持物の基礎を表示																												
送電線路	 1.5	黒 0.15																													
通信線路	 1.5	黒 0.15																													
鉄道・軌道	 1.5	黒 0.15																													
その他	 1.5	黒 0.15																													
井戸	 2.0	黒 0.15																													
肥料槽	 2.0	黒 0.15																													
貯水槽	 2.0	黒 0.15																													
業務名			<table border="1"> <tr> <td>業務名</td> <td colspan="3">年度</td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受託者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>調査者</td> <td>計算者</td> <td>検査者</td> <td>照合者</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	業務名	年度			箇所名				縮尺		図面番号		測量年月日	年 月 日			受託者				調査者	計算者	検査者	照合者	印	印	印	印
業務名	年度																														
箇所名																															
縮尺		図面番号																													
測量年月日	年 月 日																														
受託者																															
調査者	計算者	検査者		照合者																											
印	印	印		印																											
箇所名	縦 6.5cm	黒																													
測量年月日																															
縮尺	横 10.0cm																														
受託者等																															

## 不動産調査報告書記載要領

用地調査等共通仕様書第 60 条第 4 号で規定する不動産調査報告書は、別添「不動産登記規則第 93 条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告書」記録要領により作成するものとする。

## 別紙

### 「不動産登記規則第93条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告書」 記録要領

#### 第1 土地、普通建物及び区分建物に共通する記録事項

申請の対象となる土地、普通建物及び区分建物に係る登記情報並びに申請情報、資料の種類、調査の結果等について記録する。

不動産登記規則第93条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告書（以下「不動産調査報告書」という。）の作成は、「地目変更・分筆」、「滅失・表題登記」等、関連する複数の事件をまとめて作成できるものとする。

ただし、土地の表示に関する登記、普通建物又は区分建物に関する登記については、個々に作成する。

##### 1 作成年月日

不動産調査報告書を作成した年月日を記録する。

##### 2 作成者

官公署の職員が調査・測量した場合は、実際に調査・測量をした者が、記名押印又は電子署名をする。

##### 3 記録方法

チェックボックスには、該当する項目の□にレ点又は●、■等の見やすい印を付ける。該当する項目が複数あるときは、それぞれ印を付ける。該当する項目の表示がない場合は、その他に印を付け、「その他（ ）」の（ ）内に項目を記録する。

##### 4 画像情報

画像情報は、現地の状況が確認できる有益な資料となるので、可能な限り添付する。

##### 5 不動産調査報告書の書面出力の規格

不動産調査報告書を書面に出力する場合は、日本工業規格A列4判とする。

## 別紙

### 第2 土地の不動産調査報告書に関する記録事項

#### (01) 登記の目的

申請する登記の目的に該当する事件名をチェックする。

登記の目的が複数あるときは、該当する事件の全てにチェックする。

該当する項目がないときは、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内に、その事件名を記録する。

#### (02) 調査した土地

申請の対象となる土地及び隣接する調査対象土地について、申請番号ごとに、その所在、地番等を記録する。

なお、表題登記以外は、申請前の状況を記録する。

#### (03) 所有権登記名義人等

申請の対象となる土地及び隣接する調査対象土地に関する所有権登記名義人等の情報及び本人確認方法等を地番ごとに記録する。

また、所有権登記名義人と異なる者が立会人となるときは、立会人の情報を記録する。

なお、連絡先の記録は任意とする。

#### (04) 登記原因及びその日付

申請番号（「01 登記の目的」欄の申請番号）かつ地番ごとに原因日付、原因及び具体的判断理由を記録する。

#### (05) 調査資料・証言・事実等

調査に使用した資料、その他の事実等について、「資料等番号」欄に順次番号を記録し、「資料等名」欄の該当する資料にチェックする。

なお、オンライン申請により法定外添付情報を電磁的記録で添付したときは、「原本確認結果」欄に原本の写しに相違ない旨を記録する。

#### (06) 資料・証言・事実等の分析

「(05) 調査資料・証言・事実等」欄に記録した各資料・その他の事実等について、資料等番号ごとに地番並びに分析手法及び分析結果を記録する。

#### (07) 現地の状況

筆界点ごとに点名、境界標、確認状況及び確認結果を記録した上、可能な限り該当する筆界点の遠景及び近景の画像情報を添付する。

なお、画像情報の下段には、撮影年月日を記録するとともに備考欄に「(12) 調査図」欄に記録する写真番号・方向図に応じた写真番号を記録する。

#### (08) 地域区分・精度区分

申請の対象となる土地の地域区分及び地図等の精度区分をチェックする。

#### (09) 筆界位置の計測

申請の対象となる土地を計測したときは、基準点測量等及び一筆地測

## 別紙

量の観測方法等を記録する。

なお、恒久的地物については、その遠景及び近景の画像情報を添付する。

### (10) 補足・特記事項

各欄の記録事項に補足すべき事項等があるときは、補足・特記事項を記録する。

### (11) 画像情報

申請の対象となる土地の全景の画像情報を添付する。

### (12) 調査図（現地案内図）

申請の対象となる土地の現地調査のために作成した調査素図、(07)現地の状況に添付した画像情報の撮影方向を記録した写真番号・方向図、現地案内図等を記録する。

なお、該当枠内に調査図等を記録できないときは、別紙として添付する。

別紙

第3 普通建物の不動産調査報告書に関する記録事項

(01) 登記の目的

申請する登記の目的に該当する事件名をチェックする。

登記の目的が複数あるときは、該当する事件名の全てにチェックする。

該当する項目がないときは、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内に、その事件名を記録する。

(02) 調査した建物

申請の対象となる普通建物について、申請番号（「01 登記の目的」欄の申請番号）ごとに、その所在地番、家屋番号等を記録する。

なお、表題登記以外は、申請前の状況を記録するものとし、表題登記については、予定家屋番号を記録できる。

(03) 所有権登記名義人等

申請の対象となる普通建物に関する所有権登記名義人等の情報及び本人確認方法等を申請番号ごとに記録する。

なお、連絡先の記録は任意とする。

(04) 登記原因及びその日付

申請番号ごとに原因日付、原因及び具体的判断理由を記録する。

(05) 調査資料・証言・事実等

調査に使用した資料、その他の事実等について、「資料等番号」欄に順次番号を記録し、「資料等名」欄の該当する資料にチェックする。

なお、オンライン申請により法定外添付情報を電磁的記録で添付したときは、「原本確認結果」欄に原本の写しに相違ない旨を記録する。

(06) 資料・証言・事実等の分析

「(05) 調査資料・証言・事実等」欄に記録した各資料・その他の事実等について、資料等番号ごとに調査項目並びに調査結果及び報告事項を記録する。

(07) 現地の状況

申請の対象となる普通建物の敷地内の状況、滅失建物の特定、申請の対象となる主たる建物及び附属建物の状況について、調査した結果を該当項目にチェック又は記録する。

なお、附属建物が複数あるときは、調査項目を適宜追加して記録する。

(08) 補足・特記事項

各欄の記録事項に補足すべき事項等があるときは、補足・特記事項を記録する。

(09) 調査図（現地案内図等）

申請の対象となる普通建物の現地調査のために作成した調査図、現地案内図等を記録する。

なお、該当枠内に調査図等を記録できないときは、別紙として添付する。

別紙

第4 区分建物の不動産調査報告書に関する記録事項

(01) 登記の目的

申請する登記の目的に該当する事件名をチェックする。  
登記の目的が複数あるときは、該当する事件名の全てにチェックする。  
該当する項目がないときは、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内に、その事件名を記録する。

(02) 調査した建物及び敷地の概要

申請の対象となる区分建物について、一棟の建物の形態、建物敷地、専有部分について、該当項目に調査結果を記録する。

なお、表題登記以外は申請前の状況を記録するものとし、表題登記については、予定する建物名称及び家屋番号を記録できる。

(03) 所有権登記名義人等

申請の対象となる区分建物に関する所有権登記名義人等の情報及び本人確認方法等を所有権登記名義人ごとに記録する。

なお、連絡先の記録は適宜とする。

(04) 登記原因及びその日付

原因日付、原因及び具体的判断理由を記録する。

(05) 調査資料・証言・事実等

調査に使用した資料、その他の事実等について、「資料等番号」欄に順次番号を記録し、「資料等名」欄の該当する資料にチェックする。

なお、オンライン申請により法定外添付情報を電磁的記録で添付したときは、「原本確認結果」欄に原本の写しに相違ない旨を記録する。

(06) 資料・証言・事実等の分析

「(05) 調査資料・証言・事実等」欄に記録した各資料・その他の事実等について、資料等番号ごとに調査項目並びに調査結果及び報告事項を記録する。

(07) 現地の状況

申請の対象となる区分建物の敷地内の状況、滅失建物の特定、申請の対象となる一棟の建物及び専有部分の状況について、調査した結果を該当項目にチェック又は記録する。

なお、専有部分が複数あるときは、調査項目を適宜追加して記録する。

(08) 補足・特記事項

各欄の記録事項に補足すべき事項等があるときは、補足・特記事項を記録する。

(09) 調査図（現地案内図等）

申請の対象となる区分建物の現地調査のために作成した調査図、現地案内図等を記録する。

なお、該当枠内に調査図等を記録できないときは、別紙として添付する。

## 地積測量図等作成要領

1 地積測量図等の作成に当たっては、次表の区分について、作成要領により行うものとする。

区 分	作 成 要 領
地積測量図	<p>(1) 地積測量図は、共通仕様書第58条、第59条及び第60条に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 地積測量図は、不動産登記規則別記第1号様式により、日本工業規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 地積測量図には、次に掲げる事項を記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地番区域の名称</li> <li>二 方位</li> <li>三 縮尺</li> <li>四 地番（隣接地の地番を含む。）</li> <li>五 地積及びその求積方法</li> <li>六 筆界点間の距離</li> <li>七 国土調査法施行令第2条第1項第1号に規定する平面直角座標系の番号又は記号</li> <li>八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値</li> <li>九 境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。）があるときは、当該境界標の表示</li> <li>十 測量の年月日</li> </ul> <p>(4) 近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあつては、前項第7号及び第8号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録するものとする。</p> <p>(5) 第3項第九号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。</p> <p>(6) 地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。</p> <p>(7) 地積測量図は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>
土地所在図	<p>(1) 土地所在図は、共通仕様書第60条第5号の地図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 土地所在図は、不動産登記規則別記第1号様式により、日本工業規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記載すること。</p> <p>(4) 土地所在図は、近傍類似の土地についての不動産登記法第14条第1項の地図と同一の縮尺により作成するものとする。</p> <p>(5) 土地所在図は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>



## 建物移転料算定要領

### 第一章 総則

#### (適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（昭和43年5月30日付け43監第157号土木部長通達。以下「運用方針」という。）第15第1項(6)に規定する建物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

#### (建物の区分)

第2条 調査算定に当たり、建物は次表のとおり区分する。

建物区分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、

表示設備、テレビジョン共同受信施設等)

- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

## 第二章 調査及び積算

### （木造建物の調査及び積算）

第3条 木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

### （非木造建物の調査及び積算）

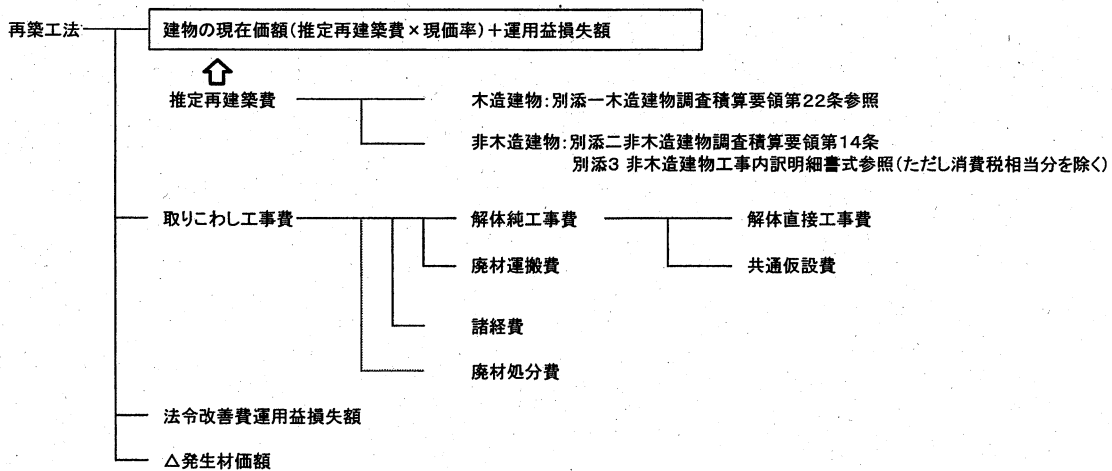
第4条 非木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

## 第三章 算定

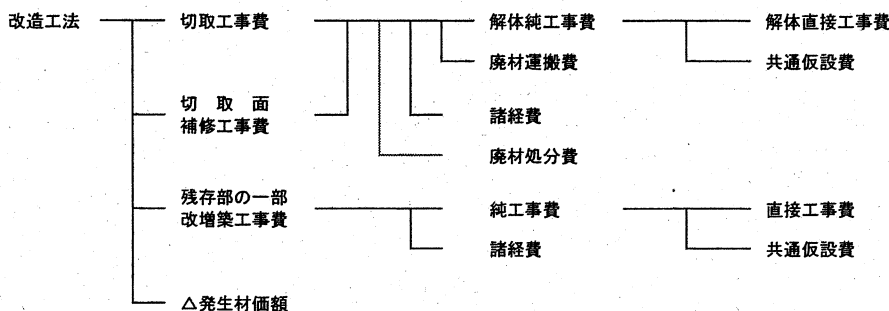
### （移転料の構成）

第5条 細則第15第1項（6）第1号及び第3号から第5号の移転工法ごとの移転料の構成は次のとおりとする。

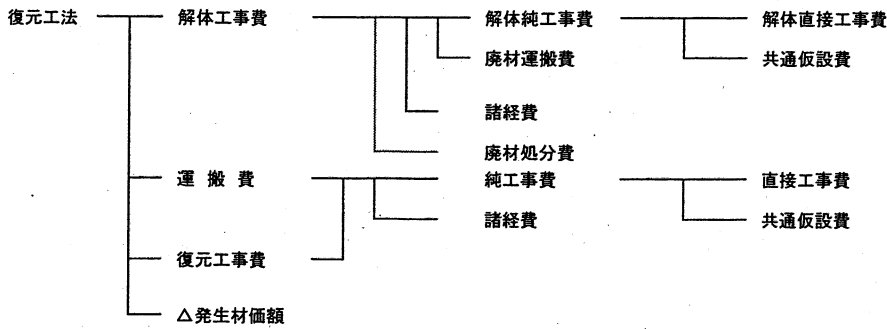
#### ＜再築工法の構成＞



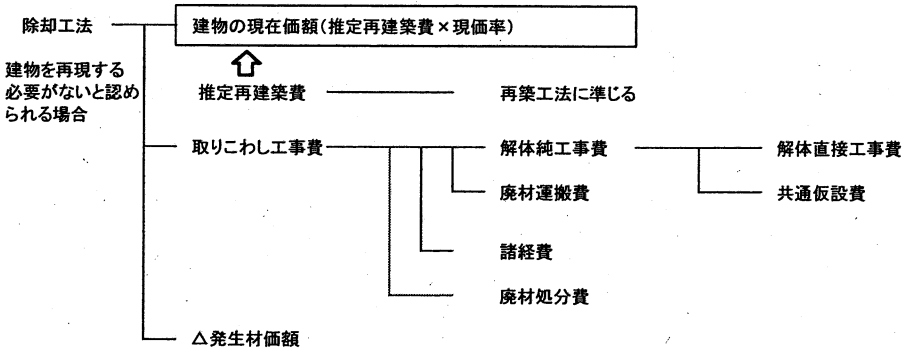
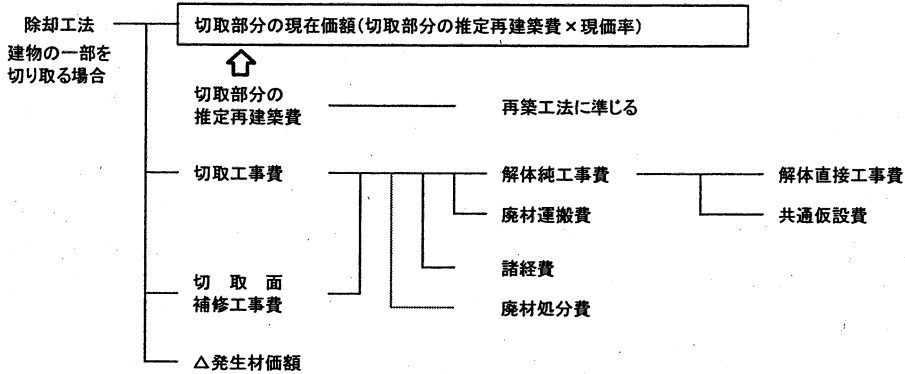
#### ＜改造工法の構成＞



### <復元工法の構成>



### <除却工法の構成>



### (移転料の算定)

第6条 細則第15第1項(6)第1号及び第3号から第5号の建物の移転料は移転工法ごとに建物移転料算定表(様式第1号から4号)を用いて算定した額とする。

なお、細則第15第1項(6)第1号ただし書きの算定については、次の各号によるものとする。

一 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を上回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額+運用益損失額+(照応建物の推定建築費-従前建物の推定再建築費)+取りこわし工事費-発生材価額

二 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を下回り、かつ照応建物の推定建築費が従前建物の現在価額を上回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額+(照応建物の推定建築費-従前建物の現在価額)×運用益損失率+取りこわし工事費-発生材価額

三 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を下回り、かつ現在価額を下回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額+取りこわし工事費-発生材価額

- 2 取りこわし工事費、解体工事費、切取工事費及び切取面補修工事費（以下「取りこわし工事費等」という。）は、次に掲げる式により算定した額とする。

取りこわし工事費等＝解体純工事費＋廃材運搬費＋諸経費＋廃材処分費

#### 一 解体純工事費

解体純工事費は、次に掲げる式により算出した額とする。

解体純工事費＝解体直接工事費＋共通仮設費

##### (一) 解体直接工事費

解体直接工事費は解体撤去に要する費用（廃材運搬費及び廃材処分費を除く。）とし、木造建物にあっては様式第5号を用いて、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3工事内訳明細書式を用いて算出する。

##### (二) 共通仮設費

ア 共通仮設費の内容は、木造建物にあっては木造建物要領第22条第2項第1号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3の6①のとおりとする。

イ 共通仮設費は、木造建物にあっては木造建物要領別添2木造建物数量積算基準第14に定める共通仮設費率、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3別記に定めるⅠ共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

共通仮設費＝解体直接工事費×共通仮設費率

共通仮設費率は解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。ただし、移転先を残地と認定した建物については、建築工事の共通仮設を解体工事でも共用できるため、共通仮設費は計上しないものとする。

#### 二 廃材運搬費

廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

#### 三 諸経費

(一) 諸経費の内容は、木造建物にあっては木造建物要領第22条第2項第2号及び第3号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3の6②のとおりとする。

(二) 諸経費は、木造建物にあっては木造建物要領別添2木造建物数量積算基準第15に定める諸経費率表、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3別記に定めるⅡ諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

諸経費＝（解体純工事費＋廃材運搬費）×諸経費率

諸経費率は、一発注（建築及び解体）を単位として算定された純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

#### 四 廃材処分費

解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

- 3 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、石綿調査算定要領（平成24年3月30日国土用第50号）により算定を行

様式第1号

建物移転料算定表〔再築工法〕

区分	内容	番号	計 算 式			A棟	B棟	C棟	合計	整理番号 消費税等相当額補償の要否 増築の有無(木造・同種構造)	要・否 有(○棟)・無	備考
			所在地	算定者 算定年月日	採用単価							
基本事項	構造・用途	(1)										
	延床面積	(2)										
	建築面積	(3)										
	建築年月	(4)										
	標準耐用年数	(5)										
	経過年数	(6)										
工 事 費 等	地区別補正率	(A)										
	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)									
	共通仮設費	(8)	$(7) \times (A) \times (\text{木造: } 3\%, \text{非木造: } (7) \times (A))$ に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額)			%	%	%				100円未満切り捨て
	純工事費	(9)	$(7) \times (A) + (8)$			%	%	%				100円未満切り捨て
	諸経費	(10)	$(9) \times ((9) + (16))$ に対応する率(一発注単位)			%	%	%				100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(11)	$(9) + (10)$									
	直接工事費	(12)	工事費									
	共通仮設費	(13)	$(12) \times (A) \times (\text{木造: } 3\%, \text{非木造: } (12) \times (A))$ に対応する率(解体直接工事費の合計額)			%	%	%				100円未満切り捨て
	純工事費	(14)	建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要									100円未満切り捨て
	廃材運搬費	(15)	$(12) \times (A) + (13)$									
同 種 同 等	小 計	(16)	$(14) + (15)$			%	%	%				100円未満切り捨て
	諸経費	(17)	$(16) \times ((9) + (16))$ に対応する率(一発注単位)			%	%	%				100円未満切り捨て
	廃材処分費	(18)										
	取りわし工事費	(19)	$(16) + (17) + (18)$									
	建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)									
	再築補償率 <sup>※1</sup>	(21)										
	現在価額+運用益損失額 <sup>※1</sup>	(22)	$(20) \times (21)$									100円未満切り捨て
	取りわし工事費	(23)	(19)									
	法令改善費・運用益損失額	(24)										
	小 計	(25)	$(22) + (23) + (24)$									
補 償 額	消費税等相当額	(26)	$(25) \times \text{消費税等の税率}$									100円未満切り捨て
	△発生材価額	(27)										
	補償額	(28)	$(25) + (26) - (27)$									
	建築工事費(推定再建築費)	(29)	(11) 従前建物の推定再建築費									
	再築補償率 <sup>※1</sup>	(30)										
	現在価額+運用益損失額 <sup>※1</sup>	(31)	$(29) \times (30)$									100円未満切り捨て
	現価率	(32)										
	従前建物の現在価額	(33)	$(29) \times (32)$									100円未満切り捨て
	照応建物の推定建築費	(34)										
	推定再建築費等の差額 <sup>※2</sup>	(35)	$(34) - (29)$									
取りわし工事費	(36)	(19)										
法令改善費・運用益損失額	(37)											
小 計	(38)	$(31) + (35) + (36) + (37)$										
消費税等相当額	(39)	$(38) \times \text{消費税等の税率}$									100円未満切り捨て	
△発生材価額	(40)											
補償額	(41)	$(38) + (39) - (40)$										

※1 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建築物が接合)の場合の(21)及び(22)(又は(30)及び(31))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

※2 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≧(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。

推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+(34)-(33)×(1-1/(1+r)<sup>n</sup>)+(36)+(37)とする。(r:年利率、n:従前建物の残耐用年数)。

うものとする。

- 4 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

**(移転料の端数処理)**

第7条 建物の移転料の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

- 一 補償単価及び資材単価等は、次による。
  - イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て
  - ロ 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て
  - ハ 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。









木造建物解体直接工事費計算書

建物所有者		整理番号	
-------	--	------	--

解体直接工事費						
工種	計算内訳					解体直接工事費
① 上屋解体工事費						①計
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-1 基礎撤去費(布基礎)						②計
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-2 基礎撤去費(束石)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-3 基礎撤去費(べた基礎)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m <sup>2</sup>			
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m			
②-4 基礎撤去費(独立基礎)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-5 基礎撤去費(土間コンクリート)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
③ 建築設備等解体工事費						③計
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額

# 別添一 木造建物調査積算要領

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 この要領は、建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。）第3条に係る木造建物の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

### (木造建物の区分)

第2条 調査積算に当たり、木造建物は建物算定要領第2条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物にそれぞれ区分する。

2 木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第2章及び第3章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときの調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として扱うものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物の調査については、第2章の規定を準用して行うほか、推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添2の木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定める諸率は適用しないものとし、第3章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

## 第2章 調 査

### (所在地等の調査)

第3条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造及び用途

### (調査の方法)

第4条 建物調査は、建物平面等のほか第7条から第19条までに定める建物の部位ごとに区分して行うものとする。

2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と

既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。

#### (平面の調査)

第5条 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称
- 二 柱及び壁の位置
- 三 床の間及び押入れ等の位置
- 四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置
- 五 その他必要な事項

2 建物の各室の平面の寸法は、柱の中心間の長さによるものとする。

#### (仮設の調査)

第6条 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内の出窓の面数は除く。）
- 二 シート張りの要否（都市計画法の指定区域、周辺の状況等）

#### (基礎の調査)

第7条 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 基礎の種類
- 二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さとする。以下同じ。）
- 三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法
- 四 べた基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法
- 五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量
- 六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法
- 七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項
- 八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）
- 九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法
- 一〇 仕上げ
- 一一 その他必要な事項

#### (軸部の調査)

第8条 軸部に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 柱径（最も多く使用されている柱とする。）
- 二 柱長（1階及び2階の別）
- 三 柱の材種、品等及びこれらの分布
- 四 その他必要な事項

#### (屋根の調査)

第9条 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）
- 二 軒出及び傍軒出
- 三 屋根勾配
- 四 仕上材種

#### (外壁の調査)

第10条 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各階の外壁周長  
外壁周長は、柱の中心間で測定する。
- 二 各階の壁高  
1階の壁高は、外壁の施工されている下端から軒（敷）桁又は胴差し（2階梁）の上端までとし、2階の壁高は、胴差し（2階梁）の上端から軒（敷）桁の上端までとする。  
なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。
- 三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高  
妻面積の算出が可能な調査とする。
- 四 仕上材種
- 五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種
- 六 その他面積の算出に必要な事項

#### (内壁の調査)

第11条 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井高
- 二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等
- 三 仕上材種

#### (床の調査)

第12条 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の仕上材種
- 二 畳の材種及び数量（帖数）

#### (天井の調査)

第13条 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）
- 二 各室の仕上材種
- 三 その他面積の算出に必要な事項

(開口部〔金属製建具〕の調査)

第14条 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 サッシュ窓
  - ア 設置位置
  - イ 種類(引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等)
  - ウ 材質
  - エ 規格寸法
  - オ 面格子の有無
  - カ 雨戸の有無及び鏡板の有無
- 二 玄関・勝手口等のドア
  - ア 設置位置
  - イ 種類、材質及び規格寸法
- 三 手摺等
  - ア 設置位置
  - イ 種類、材質及び規格寸法
- 四 その他必要な事項

(開口部〔木製建具〕の調査)

第15条 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 設置位置
- 二 種類及び規格寸法
- 三 材質
- 四 面格子の有無
- 五 雨戸の有無
- 六 その他必要な事項

(造作の調査)

第16条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 種類(床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる構造部材を除く。)
- 二 形状寸法
- 三 数量
- 四 その他必要な事項

(樋の調査)

第17条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。なお、第三号の数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による延長又は箇所数によるものとする。

- 一 形状寸法(軒樋、豎樋、谷樋、集水器別)
- 二 形質

三 数量（軒樋、豎樋、谷樋については延長、集水器については箇所数）

（建築設備の調査）

第18条 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 電気設備

ア 電灯、コンセント、スイッチ及び分電盤の設置位置

イ 規格（コンセントは埋込、露出の別及び口数等、スイッチは埋込、露出の別及び連数、分電盤は回路数）

ウ 数量

エ 照明器具の種類

二 ガス設備

ア 都市ガス又はプロパンガスの別

イ 配管の位置

ウ ガス管の種類、規格及び延長

エ ガス栓の規格及び数量

三 給水・給湯設備

（一）建物内

ア 給水・給湯の水栓（蛇口）の設置位置

イ 水栓の種類及び規格

ウ 水栓の数量（外水栓を除く。）

（二）建物外（敷地内）

ア 水道管の敷設位置

イ 計量器の位置

ウ 水道管の種類、規格及び延長

エ 水栓の数量

（三）上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等

四 排水設備

建物外（敷地内）

ア 排水管、枳等の敷設位置

イ 排水管、枳等の種類、規格寸法及び数量

ウ 排水管の延長

五 衛生設備

ア 種類（浴槽、洗面台、便器等）

イ 規格寸法

ウ 数量

六 厨房設備

ア 種類（流し台、調理台等）

イ 規格寸法

ウ 数量

七 その他の設備（空調(冷暖房)設備、消火設備、浄化槽等）

- ア 種類
- イ 規格寸法
- ウ 数量

（建物附随工作物の調査）

第19条 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

- 一 種類（テラス、ベランダ等）
- 二 設置位置
- 三 形状寸法
- 四 数量

（木造建物調査表及び図面の作成）

第20条 調査が終了したときは、様式第1による木造建物調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添1木造建物図面作成基準（以下「図面作成基準」という。）により作成するものとする。

（写真撮影等）

第21条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所を撮影する。

- ア 四方からの外部及び屋根
- イ 各室
- ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

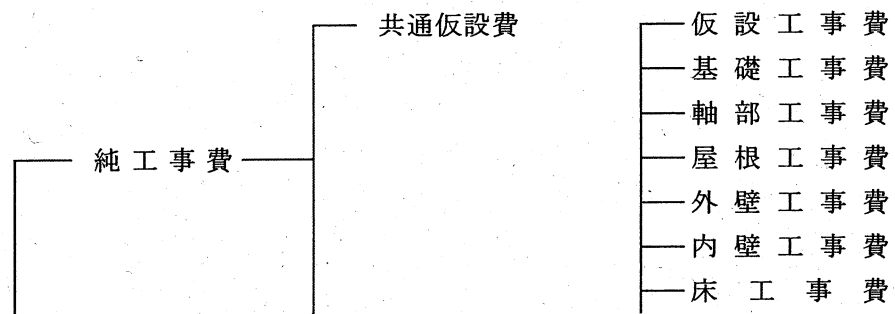
二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

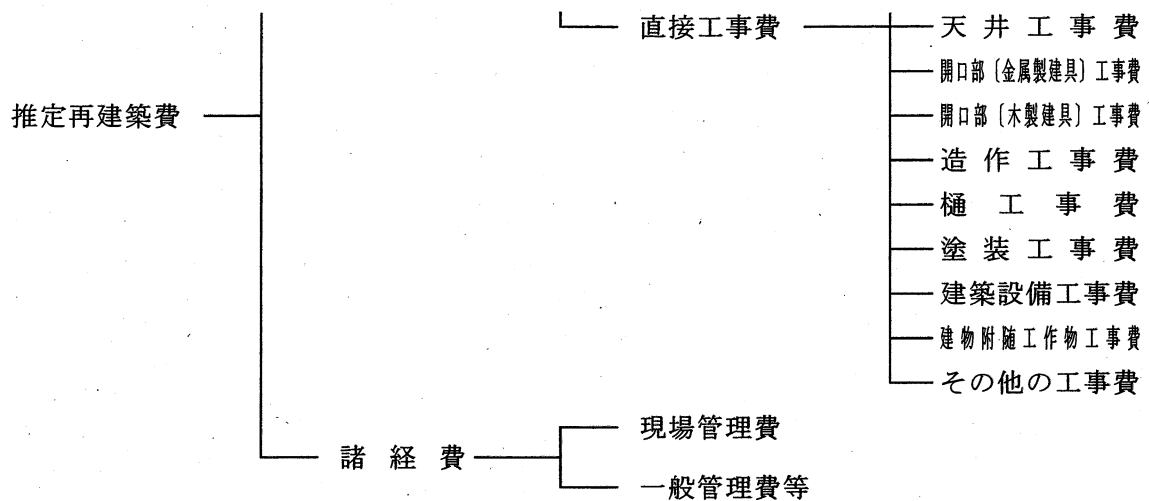
第3章 積 算

（推定再建築費の構成）

第22条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。







2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金及び水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）その他費用

二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（積算単価等）

第23条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 ○○○○（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）の単価
- 二 ○○○○に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

（数量積算）

第24条 建物の部位別の工事費の算定は、別添2の木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

（計算数値の取扱い）

第25条 補償金の積算に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使

用されている例によるものとする。

ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、木造建物建築直接工事費計算書（様式第9）に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

#### （木造建物建築直接工事費計算書に計上する数値）

第26条 木造建物建築直接工事費計算書（様式第9）に計上する数値は、次の各号によるもののほか、図面作成基準第5による計測値を基に算出した数値とする。

一 建物の延べ床面積は、図面作成基準第6第3項で算出した数値とする。

二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第二号及び第三号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

#### （仮設工事費）

第27条 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{仮設工事面積} \times \text{単価}$$

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

#### （基礎工事費）

第28条 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

布基礎長：数量積算基準第4第一号アによる。

イ 布基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

$$\text{工事費} = \text{束石数量} \times \text{単価}$$

束石数量：数量積算基準第4第二号による。

三 べた基礎

ア べた基礎

工事費 = 底盤部分の工事費 + 立ち上がり部分の工事費  
= [(1階の底盤部分の施工面積×単価)] + [(布基礎長×単価)]  
1階の底盤部分の施工面積：第7条第四号で調査し、算出した数値とする。  
布基礎長（立ち上がり部分）：数量積算基準第4第一号イによる。

イ べた基礎仕上げ

工事費 = 基礎外周長 × 単価  
基礎外周長：1階の底盤部分の外周長（柱の中心間の測定値）とする。

四 独立基礎、玉石基礎

工事費 = 独立基礎数又は玉石基礎数 × 単価  
独立基礎数又は玉石基礎数：第7条第五号で調査した数量とする。

五 土間コンクリート

工事費 = 施工面積 × 単価  
施工面積：第7条第九号で調査し、算出した数値とする。

六 床下防湿コンクリート

工事費 = 施工面積 × 単価  
施工面積：第7条第六号で調査し、算出した数値とする。

(軸部工事費)

第29条 軸部工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 軸部木材費 + 労務費（大工手間等）  
= [(木材材積量×単価)] + [(延床面積×単価)]  
木材材積量：数量積算基準第5による。

(屋根工事費)

第30条 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価（仕上材種別の合計額を求める。）  
施工面積：数量積算基準第6による。

(外壁工事費)

第31条 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価（仕上材種別の合計額を求める。）  
施工面積：数量積算基準第7による。

(内壁工事費)

第32条 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価（仕上材種別の合計額を求める。）  
施工面積：数量積算基準第8による。

(床工事費)

第33条 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 床仕上材種

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第9による。

二 畳敷き

工事費 = 数量(帖数) × 単価 (畳の材種別の合計額を求める。)

数量(帖数)：数量積算基準第9による。

(天井工事費)

第34条 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第10による。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第35条 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第11による。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第36条 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第12による。

(造作工事費)

第37条 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第16条で調査した数量とする。

(樋工事費)

第38条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第17条で調査した数量とする。

(塗装工事費)

第39条 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 延床面積 × 単価

(建築設備工事費)

第40条 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

一 電気設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第13第一号による。

二 ガス設備工事費

ア 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

イ プロパンガス

工事費＝プロパンガス調整器等設置費＋（配管数量×単価）  
＋（ガス栓数量×単価）

配管数量、ガス栓数量：第18条第二号で調査し、算出した数量とする。

三 給水、給湯設備工事費

工事費＝水栓工事費＋建物内配管工事費＋建物外配管工事費  
＝〔水栓（蛇口）の種類ごとの数量×単価〕＋〔水栓（蛇口）数量×単価〕  
＋〔本管取付から計量器までの工事費＋（計量器からの配管数量×単価）〕

水栓（蛇口）の種類ごとの数量：数量積算基準第13第二号アによる。

水栓（蛇口）数量：数量積算基準第13第二号イによる。

計量器からの配管数量：第18条第三号（二）で調査し、算出した数値とする。

四 排水設備工事費

工事費＝建物内排水設備工事費＋建物外排水設備工事費  
＝〔水栓（蛇口）数量×単価〕＋〔（種類別配管数量×単価）＋（桝等の数量  
×単価）〕

水栓（蛇口）数量：数量積算基準第13第三号による。

種類別配管数量及び桝等の数量：第18条第四号で調査し、算出した数値とする。

五 衛生設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第五号で調査した数量とする。

六 厨房設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第六号で調査した数量とする。

七 その他の設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第七号で調査した数量とする。

（建物附随工作物工事費）

第41条 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第19条で調査した数量とする。

**(その他の工事費)**

第42条 第27条から第41条までに掲げる工事以外の工事費は、第27条から第41条までに掲げる工事の方法に準じて算出するものとする。

**(共通仮設費)**

第43条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

直接工事費：第27条から第42条までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

なお、共通仮設費率は、移転先ごとの建築直接工事費の合計額に乗ずるものとし、除却工法を認定した建物は、当該建物の建築直接工事費に乗ずるものとする。

**(諸経費)**

第44条 諸経費は、次の式により算出するものとする。

諸経費 = 純工事費 × 諸経費率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。

なお、第23条第二号に規定する単価を積算に用いる場合において、当該単価に第22条第2項第二号及び第三号に規定する費用と同等の諸経費が含まれている場合は諸経費の対象としないものとする。

2 諸経費率は、一発注（建築及び解体）を単位とし、純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

**(建築直接工事費の積算)**

第45条 建築直接工事費は、様式第9により算出するものとする。

## 別添 1 木造建物図面作成基準

### (作成する図面)

第 1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

### (用紙及び図面)

第 2 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3番横とする。

2 平面図は様式第7により、配置図、立面図その他の図面は様式第8により作成する。

### (図の配置)

第 3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

### (図面の縮尺)

第 4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

### (建物の計測)

第 5 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

### (図面等に表示する数値及び面積計算)

第 6 調査図面に表示する数値は、第5の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本工業規格の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線	.....
鎖線	- . - . - .

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別表)

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 用紙は、日本工業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる(以下この節において同じ。) 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。		



	<p>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</p> <p>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>七 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積  (2) 用途地域  (3) 建ぺい率  (4) 容積率  (5) 建築年月  (6) 構造概要  (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）  (8) 建物延べ床面積</p>										
<p>平面図</p>	<p>(1) 平面図は、様式第7に建物ごとに作成する。ただし、2階建の建物で1枚の用紙に作成できない場合は、様式第8を使用する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="552 1272 1098 1456"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		<p>1/100</p>	
室名											
壁											
床											
天井											
<p>立面図</p>	<p>立面図は、様式第8を使用し（以下同様の様式を使用する。）、4面を作成し、仕上材種の名称を記入する。</p>	<p>1/100</p>									
<p>屋根伏図</p>	<p>屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出及び葺材名称及び樋の形状寸法、材質並びに延長（数量）を記入し、屋根面積及び樋集計表（計算過程を含む。）を記載する。</p>	<p>1/100</p>									

建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100	
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注) 給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房（流し台等）設備及び空調（クーラー等）設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	

## 別添2 木造建物数量積算基準

### (適用範囲)

第1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途の区分は、次表のとおりとする。

用途区分表

用途	適用することができる建物
専用住宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共同住宅	共同住宅のほか、家族寮、独身寮、病院、老人ホーム等で構造及び間取りの形状が共同住宅に類似するもの
店舗、事務所	店舗、事務所のほか、信用金庫、郵便局、公民館、集会所、校舎、園舎等で構造及び間取りの形状が店舗、事務所に類似するもの
工場、倉庫	工場、倉庫のほか、作業所等で構造及び間取りの形状が工場、倉庫に類似するもの

### (適用方法)

第2 この数量積算基準に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

### (仮設工事費)

第3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

$$\text{仮設工事面積} = \text{延床面積} \times \text{規模補正率} \times \text{建物形状補正率}$$

一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延床面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 180 m <sup>2</sup> 未満	180 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	250 m <sup>2</sup> 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判断基準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補正率	1.00	1.05	1.10

三 築年次が異なる建物が接合している場合の仮設工事面積の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した規模補正率及び建物形状補正率を用いるものとする。

(基礎工事費)

第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり部分の布基礎長にあつては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応した率とする。

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{布基礎長} = 1 \text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ ベた基礎の立ち上がり部分

$$\text{布基礎長} = 1 \text{階の底盤部分の施工面積} \times \text{基礎率}$$

二 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、専用住宅以外の用途にあつては、個別に算出した束石施工面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。また、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

ア 用途が専用住宅の場合

$$\text{束石数量} = 1 \text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ 用途が専用住宅以外の場合

$$\text{束石数量} = \text{束石施工面積} \times \text{基礎率}$$

2 1階が2以上の用途に区分されているときは、1階床面積に対応した面積区分において用途ごとに対応した基礎率により基礎長を算出する。

3 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。

4 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基礎率 [1階床面積1㎡当たり]

面積区分			I	II	III	IV
用途	種類	単位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満
専用住宅	布基礎	m	1.28	1.21	1.14	1.06
	束石	個	0.43	0.44	0.45	0.47
共同住宅	布基礎	m	1.30	1.24	1.18	1.10

店舗・事務所	布基礎	m	1.05	0.98	0.92	0.84
工場・倉庫	布基礎	m	0.74	0.68	0.61	0.54

面積区分			V	VI	VII
用途	種類	単位	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	布基礎	m	0.95	0.87	0.79
	束石	個	0.48	0.51	0.55
共同住宅	布基礎	m	1.00	0.91	0.84
店舗・事務所	布基礎	m	0.75	0.66	0.59
工場・倉庫	布基礎	m	0.44	0.35	0.28

- 5 築年次が異なる建物が接合している場合の布基礎長及び束石数量の算出にあたっては、一体の建物として一階床面積を算出することとし、それに対応した基礎率を用いるものとする。

(軸部工事費)

- 第5 軸部工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の用途、柱径、柱長及び面積区分に対応した率とする。

$$\text{木材材積量} = \text{延床面積} \times \text{木材材積率}$$

- 2 併用住宅である場合又は現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で建築されている場合は、その用途ごとに床面積を算出し、次表の延床面積に対応した面積区分において、用途毎の木材材積率により木材材積量を算出する。

- 3 1階と2階の柱長が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木材材積率 [延床面積 1㎡当たり]

用途	柱径	柱長	I	II	III	IV	V	VI	VII
			50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	90 mm × 90 mm	3.00.m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.14	0.13
		4.00 m	0.23	0.22	0.21	0.19	0.18	0.15	0.15
	120 mm	3.00.m	0.24	0.23	0.22	0.20	0.19	0.16	0.15

	× 120 mm	4.00 m	0.26	0.25	0.24	0.22	0.20	0.18	0.17
共同住宅	90 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.17	0.16	0.14	0.12	0.11
	× 90 mm	4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
	105 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.13	0.13
	× 105 mm	4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.15	0.14
店 舗・ 事務所	120 mm	3.00 m	0.23	0.22	0.21	0.20	0.18	0.15	0.14
	× 120 mm	4.00 m	0.25	0.24	0.23	0.22	0.20	0.17	0.16
	90 mm	3.00 m	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.10	0.09
	× 90 mm	4.00 m	0.17	0.16	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
工 場・ 倉 庫	105 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
	× 105 mm	4.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
	120 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
	× 120 mm	4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.14	0.13
工 場・ 倉 庫	90 mm	3.00 m	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.09	0.08
	× 90 mm	4.00 m	0.16	0.15	0.15	0.14	0.12	0.10	0.09
	105 mm	3.00 m	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.10	0.09
	× 105 mm	4.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.11	0.10
工 場・ 倉 庫	120 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
	× 120 mm	4.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.13	0.12

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区 分	部 材 名 称
柱 材	通し柱、構造柱、造作柱、化粧柱、半柱
下層横架材	土台、火打土台、床束、大引、根太
上層横架材	軒桁、妻梁、大梁（化粧梁）、梁、床梁、火打梁、胴差
小屋組材	小屋束、母屋、棟木、谷木、隅木、垂木掛、垂木
構造補助材	間柱、筋違、窓台、窓まぐさ、根太掛
仕 上 げ 材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方枠、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、押入中柵
羽 柄 材	野地板、胴縁（板）、野縁

- 4 柱径が120ミリメートルを超え、若しくは柱長が4メートルを超える建物又は建物の各部位の施工状況が通常でない建物の木材材積量は、次の各号に定めるところにより補正して求める。この場合において複数の補正を必要とするときは、それぞれの補正率を相乗する。

一 柱径（120mm超から180mmまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径120mm・

柱長のもの) × 下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
135 mm × 135 mm	1. 2 0
150 mm × 150 mm	1. 3 0
165 mm × 165 mm	1. 4 5
180 mm × 180 mm	1. 6 0

二 柱長（柱長4m超から5mまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径・柱長4mのもの）×下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
90 mm × 90 mm	1. 0 4
105 mm × 105 mm	1. 0 8
120 mm × 120 mm	1. 0 9

三 各部位の施工状況で補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積に応ずる柱径・柱長のもの）×下表に掲げる割引率を用いて算出した補正率（1－各部位の割引率の和）

ア 用途が店舗、事務所の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	店舗・事務所内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.06
間仕切壁	店舗・事務所内の面積が20㎡以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.13
内 壁	店舗・事務所内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.06
天 井	店舗・事務所内に天井が一切施工されていない場合	0.03

イ 用途が工場、倉庫の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	工場・倉庫内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.05
間仕切壁	工場・倉庫内の面積が20㎡以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.10
内 壁	工場・倉庫内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工され	

	ていない場合	0.04
天井	工場・倉庫内に天井が一切施工されていない場合	0.03

- 5 築年次が異なる建物が接合している場合の木材材積量の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した木材材積率を用いるものとする。

**(屋根工事費)**

- 第6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} (\sqrt{1 + (\text{勾配})^2})$$

勾配	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	3/10	3.5/10	4/10
伸び率	1.005	1.011	1.020	1.031	1.044	1.059	1.077
勾配	4.5/10	5/10	5.5/10				
伸び率	1.097	1.118	1.141				

**(外壁工事費)**

- 第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第2により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{外壁面積 (開口部面積を含む。)} - \text{外壁開口部面積}$$

**(内壁工事費)**

- 第8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第3により求める。この場合の内部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{内壁面積 (開口部面積を含む。)} - \text{内壁開口部面積}$$

- 2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備考
直階段 廻り階段 折返し階段	10.80 m <sup>2</sup>	1階床より2階床までの面積

**(床工事費)**

- 第9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量(帖数)の合計を求める。



(天井工事費)

第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第11 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第5により求める。

- 一 サッシ窓（ルーバー及び固定式を除く。）は、次の種類別の窓面積の合計とする。  
また、サッシ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。
  - ア 雨戸無し面格子無し
  - イ 雨戸無し面格子有り
  - ウ 雨戸有り鏡板無し
  - エ 雨戸有り鏡板有り
- 二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第12 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第6により求める。

- 一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。
  - ア フラッシュ戸（戸ふすま含む。）
  - イ ガラス戸、窓
  - ウ 雨戸
  - エ 障子
  - オ ふすま
- 二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

(建築設備工事費)

第13 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

- 一 電気設備工事費
  - ア 電灯  
建物に設置されている電灯の数量とする。
  - イ スイッチ、コンセント及び分電盤  
第18条で調査した規格ごとの数量とする。
  - ウ 配管配線  
建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント及び分電盤の合計数とする。
- 二 給水、給湯設備工事費
  - ア 水栓工事費

水栓（蛇口）の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を除いた各々の合計とする。

イ 建物内配管工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

三 建物内排水設備工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

（共通仮設費）

第14 共通仮設費率は、3パーセントとする。

（諸経費）

第15 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。

諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。

なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物に

については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。

# 木造建物調査表

様式第1

所在地					整理番号				
建物所有者		電話			調査年月日	年 月 日			
法人代表者					受注者				
所有者住所					調査員				
構造概要					建築年月	年 月			
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積	用途	[確認資料]	[ ]			
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			経過年数	年		
仮設	外面数	シート張要否				その他			
基礎	種類	基礎天端幅	地上高	仕上げ			その他		
軸部	柱径	柱長	1階 2階	柱の種			その他		
屋根	屋根形状	軒出	傍軒出	屋根配			仕上材種		
外壁	外周壁長	1階 2階	壁高	1階 2階	仕上材種			その他	
内壁・床・天井		各室別の仕上げ材については図面参照							
開口部〔建具〕	サッシ窓	種類	大きさ区分	数量 (m)	その他〔玄関・出窓等〕	種類	単位	数量	
	木製建具	種類	大きさ区分	数量 (枚)		種類	単位	数量	
造作	種類 (名称)		形状寸法		単位	数量	備考		

種	軒樋の形状寸法		材質		延長	
	壁樋の形状寸法		材質		延長	
	谷樋の形状寸法		材質		延長	
	集水器の形状寸法		材質		数量	
電気設備	照明器具の種類		照明器具の数量		コンセントの規格	
	コンセントの数量		スイッチの規格		スイッチの数量	
	分電盤の規格				分電盤の数量	
	その他					
ガス設備	ガス種類		ガス栓数		その他	
給水・給湯設備	水栓数		配管の種類		その他	
排水設備	排水管の種類		形状寸法(管径)		配管の延長	
	樹の種類		形状寸法(大きさ)		樹の数量	
衛生設備	種別(名称)		形状寸法	単位	数量	備考
厨房設備	種別(名称)		形状寸法	単位	数量	備考
その他の設備	種別(名称)		形状寸法	単位	数量	備考
建物附随工作物	種類(名称)		形状寸法	単位	数量	備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。









# 木造建物数量計算書 [金属製建具]

様式第5

区分	I [1.00㎡未満]					II [1.00㎡以上]				
種類	建具No.	数量	単面積	面積	特記	建具No.	数量	単面積	面積	特記
I										
		計					計			
II										
		計					計			
III										
		計					計			
	建具No.	名 称			形 状 寸 法 等		数量	単面積	特 記	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

# 木造建物数量計算書 [木製建具]

様式第6

区分	Ⅰ [W0.68m以上×H1.80m程度]				Ⅱ [W0.68m以上×H1.36m程度]				Ⅲ [Ⅰ及びⅡ以下]			
	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積
ブラッシュ戸												
	計					計					計	
ガラス戸 (窓)												
	計					計					計	
障子												
	計					計					計	
フスマ												
	計					計					計	
その他												
	計					計					計	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

様式第7号

整理番号

図面番号

所在地
所有者住所
所有者
構造概要
構造
用途
基礎
屋根
外壁

図面名称	縮尺
調査年月日	
受注者	
資格名称・作成者	印

様式第8号

整理番号

図面番号

所在地
所有者住所
所有者

図面名称	縮尺
調査年月日	
受注者	
資格名称・作成者	印

# 木造建物建築直接工事費計算書

様式第9

所在地					整理番号		
建物所有者		電話			積算年月日	年 月 日	
法人代表者					採用単価	年度	
所有者住所					用途(現況)		
構造概要					用途(建築時)		
柱の材種		品等		柱の分布		木材費区分	
建物面積	1階床面積	2階床面積		延床面積		労務費区分	
直接工事費計							
工種		計算内訳				直接工事費	
〔1〕 仮設工事費						小計	
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 $A \times B \times C = D$	
出典 (○-1番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	仮設 工事面積	金額
				延㎡			
〔2〕 基礎工事費						小計	
①-a 布基礎						①計	
面積 区分	用途	略記号	1階床面積 A	基礎率 B		基礎長 $A \times B = C$	
出典 (○-1番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	基礎長 計	金額
①-b 布基礎仕上げ							
出典 (○-1番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	基礎外周長	金額
② 束石						②計	
1階床面積 A		束無面積 B	$A - B = C$	面積区分	基礎率 D	束石数量 $C \times D$	
出典 (○-1番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	束石数量 計	金額
③ べた基礎							
出典 (○-1番号)	単価名称	形状寸法		単位	単価	底盤施工面積	金額
用途		底盤施工面積 A		基礎率 B		立上数量 $A \times B = C$	

出典 (2-1'番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	立上数量計		
④ 独立基礎							④ 計		
出典 (2-1'番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	独立基礎数	金額	
⑤ 土間コンクリート							⑤ 計		
出典 (2-1'番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
⑥ 防湿コンクリート							⑥ 計		
出典 (2-1'番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
⑦ 特殊基礎							⑦ 計		
出典 (2-1'番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
〔3〕 軸部工事費							小計		
① 軸部木材費							① 計		
延床区分	用途	柱径	柱長	延床面積 A	木材材積率 B	柱径補正率	柱長補正率	施工状況補正率	木材材積量 A×B
出典 (2-1'番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	木材材積量	金額	
② 労務費 (大工手間等)							② 計		
出典 (2-1'番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	延床面積	金額	
〔4〕 屋根工事費							小計		
出典 (2-1'番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	

〔5〕 外壁工事費						小 計	
出典 (9-1番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔6〕 内壁工事費						小 計	
出典 (9-1番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔7〕 床工事費						小 計	
出典 (9-1番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔8〕 天井工事費						小 計	
出典 (9-1番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔9〕 開口部工事費						小 計	
① 金属製建具						① 計	
出典 (9-1番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	

② 木製建具						② 計	
出典 (0-1番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額	
③ その他						③ 計	
出典 (0-1番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額	
[10] 造作工事費						小計	
出典 (0-1番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額	
[11] 樋工事費						小計	
出典 (0-1番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額	
[12] 塗装工事費						小計	
出典 (0-1番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	延床面積	金額	
[13] 建築設備工事費						小計	
① 電気設備						① 計	
出典 (0-1番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額	
② ガス設備						② 計	
出典 (0-1番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額	



③ 給水・給湯設備					③ 計	
出典 (○-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
④ 排水設備					④ 計	
出典 (○-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑤ 衛生設備					⑤ 計	
出典 (○-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑥ 厨房設備					⑥ 計	
出典 (○-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑦ その他設備					⑦ 計	
出典 (○-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
[14] 建物附随工作物工事費					小計	
出典 (○-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

